

県外法定講習受講承認願

令和 年 月 日

山口県知事殿

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項に規定する講習として、山口県外で開催される法定講習を受講したいので、承認願います。

（フリガナ） 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒		
電 話 番 号		登録番号	（山口）第 号
山口県内の講習を受講できない理由			
講習受講予定団体	名 称		受講予定日
	所在地		令和 年 月 日
	会場名：		

※ この申請書は2部提出すること。

（切り取らないこと。）

令 住宅第53-号

県外法定講習受講承認書

上記の者は、山口県知事が、知事の指定した講習を宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習として受講することを認めた者です。

年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政

（切り取らないこと。）

県外法定講習受講証明書

上記の者は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。

年 月 日

講習実施者

印

山口県外において実施される法定講習の受講
及び宅地建物取引士証の交付手続きについて

山口県知事の登録を受けた宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の交付に当たって、県が指定する法定講習を実施する団体が実施する講習を受講していただく必要があります。

しかし、遠隔地に居住しており、本県で開催される法定講習を受講することが困難であるなど、やむを得ない事由があると認められる方については、他の都道府県において実施される法定講習を受講することができます。

1 認められる条件

県が指定する法定講習を実施する団体が実施する法定講習を受講できないと認められるやむを得ない理由があるとき。

2 受講の手続き

- ① 受講しようとする都道府県の法定講習実施団体に、山口県登録の宅地建物取引士が受講可能かどうか確認してください。
- ② 県外法定講習受講承認願を山口県土木建築部住宅課に提出（郵送可）してください。
※中国地方4県で実施される法定講習については承認願の提出は不要です。

【必要書類】

- ・ 県外法定講習受講承認願 正副2部
- ※ 宅地建物取引士資格登録簿に記載されている内容（氏名、住所、本籍地、従業先）に変更がある場合は、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書及び添付書類を提出ください。

- ③ 県外法定講習受講承認願到着後、手続きを行い、承認後、県外法定講習受講承認書（1部）を送付します。到着後、県外法定講習受講承認書を送付するまで2週間程度かかります。
- ④ 県外法定講習受講承認書を添付して、受講しようとする講習実施団体に申込みをしてください。
- ⑤ 法定講習受講後、講習実施者に県外法定講習受講証明書に証明（記名・押印）してもらってください。
- ⑥ 宅地建物取引士証交付申請書等を、山口県土木建築部住宅課に提出（郵送の場合は書留）してください。

【必要書類】

- ・ 宅地建物取引士証交付申請書
- ・ 県外法定講習受講証明書
- ・ 顔写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、無帽・正面・無背景、6ヶ月以内、1枚は宅地建物取引士証交付申請書に貼付し、1枚は宅地建物取引士証用として裏面に氏名を記入しそのまま提出すること。）
- ・ 交付申請手数料4,500円（山口県証紙または普通為替）
- ・ 従前の宅地建物取引士（主任者）証
- ※ 受講後、県外法定講習受講証明書の証明日から30日以内に宅地建物取引士証交付申請の手続きを行ってください。
- ※ 宅地建物取引士証の交付は、交付申請受付後14日間程で郵送します。

【提出先】

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県住宅課民間住宅支援班（TEL083-933-3883）